

第 2 回 食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会



農 林 水 産 省

外 食 ・ 食 文 化 課

日本の食品ロスの状況（令和3年度推計）



日本の「食品ロス量」 約523万トン



事業系

約279万トン



家庭系

約244万トン



国民1人当たり食品ロス量

1日 約114g

※ 茶碗約1杯（約150g）のご飯の量に近い量

年間 約42kg

※ 年間1人当たりの米の消費量（約51kg）に近い量



資料：総務省人口推計(2021年10月1日)
令和2年度食料需給表（確定値）

事業系食品ロス削減に関する目標

【目標】 2000年度比（547万トン）で、2030年度までに半減させる（273万トン）

※食品リサイクル法の基本方針(2019年7月)、食品ロス削減推進法の基本方針(2020年3月)において設定。

※起点となる2000年度は、食品リサイクル法成立の年度

【目標達成に向けた考え方】

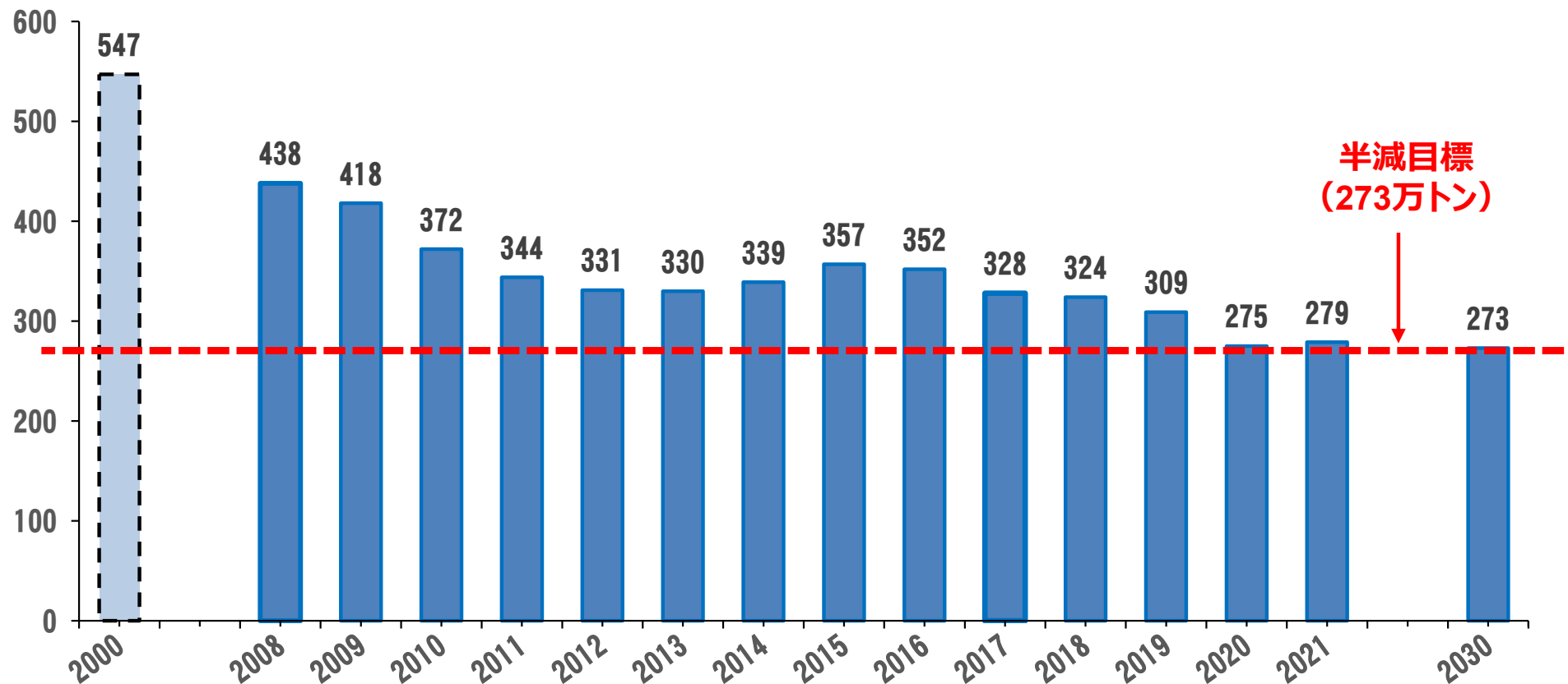
異業種との協働による取組や消費者も一体となった更なる機運醸成や行動変革等、様々なステークホルダーとの連携が必須であり、これをなくして本目標の達成は困難。

(参考) 家庭系食品ロス

事業系と同様に、2000年度比で2030年度までに半減させる目標を設定

(※「第四次循環型社会形成推進基本計画」において設定(2018年6月))

事業系食品ロス量 (万トン)



食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会の構成

開催の目的

- 食品廃棄物等の発生抑制、食品ロス削減を効果的に進めるためには、**食品業界・消費者・行政で協調し**、取り組むことが必須。
- 取組を進める上での**課題やその解決策等を相互に共有・発信する場を創出し**、**国民運動として食品ロス削減の更なる推進**を図る。

食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会

事務局：農林水産省



オブザーバー：消費者庁、環境省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、地方農政局等

※フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト（FSP）

（一社）日本加工食品卸協会、小売3団体（（一社）日本スーパーマーケット協会、（一社）全国スーパーマーケット協会、オール日本スーパーマーケット協会）、

食品物流未来推進会議（SBM）：味の素（株）、カゴメ（株）、キッコーマン食品（株）、キューピー（株）、日清オイリオグループ（株）、（株）日清製粉ウェルナ、ハウス食品グループ（株）、（株）Mizkan

食品ロス削減に向けた政府の動き①

食品ロス削減推進会議

昨年12月、消費者庁が中心となり8省庁※で食品ロス削減の目標達成に向け、施策パッケージを策定。

【食品ロス削減の目標達成に向けた施策パッケージ（抜粋） 令和5年12月22日8関係省庁決定】

＜具体的な施策＞

1. 未利用食品等の提供（食品寄附）の促進

（1）食品ロス削減推進の観点からの期限表示の在り方検討

－略－ 賞味期限が到来した食品で「まだ食べることができる食品」の取扱いについての具体的な検討を行い、食品寄附活動の促進につなげる。（消費者庁）

（2）食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化

－略－ 食品ロス削減推進会議の枠組みを活用して以下の施策を推進する。

【食品寄附ガイドライン及び食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方の検討】

【食品寄附を促進するための税制】

・食品廃棄物等の発生抑制に向けた事業者の取組を促進するため、食品関連事業者に対して、税制上の取扱いや優良事例の周知・発信を行う。（農林水産省・消費者庁）

2. 外食時の食べ残しの持ち帰り促進

【食べ残しの持ち帰りのガイドライン】（消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省、法務省）

3. 食品廃棄物の排出削減の促進（農林水産省）

（1）企業における排出抑制等の具体的な取組内容の公表

・食品関連事業者、消費者及び行政が構成員となる「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」を設置し、課題やその解決策等について相互に共有するとともに、企業において排出抑制等の具体的な取組内容が公表される環境整備を促進する。

（2）1/3ルールを始めとする商慣習の見直しの促進

（3）食品製造における食品のリユースの促進

※消費者庁、農林水産省、環境省、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

食品ロス削減に向けた政府の動き②



農林水産省では、制定から約25年が経過した食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検討を実施中。その方向性を示す、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を決定。

【食料・農業・農村政策の新たな展開方向（抜粋）】

（令和5年6月2日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定、本部長：総理）

2 食料の安定供給の確保

（8）食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展

食品ロスの削減に向けては、製造段階での製造の効率化、賞味期限延長のための技術開発、納品期限（1/3ルール）等の商慣習の見直しとともに、食品廃棄量の情報に加えて、フードバンクへの寄附量の開示を促進するなど、食品事業者の取組を促進する。

【参考】「新たな展開」方向では、「円滑な食品アクセスの確保」の観点からも、「2024年問題」などのトラックドライバーの人手不足の深刻化を踏まえ、物流の生産性向上に向けた商慣行の見直しの必要性も明記されている。

【食料安全保障強化政策大綱（改訂版）（抜粋）】

（令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部、本部長：総理）

Ⅲ 食料安全保障の強化のための重点対策

3 国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換対策

（2）円滑な食品アクセスの確保に向けた環境整備

…これに合わせて1／3ルール等の商慣習の見直しや企業による食品ロス削減の取組の開示を推進することにより食品ロス削減にも貢献していく。

食品リサイクル法の基本方針等の見直し



- 食品リサイクル法の基本方針は、施行令第3条で「おおむね5年ごとに、主務大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする」と定められている。
- 現行の基本方針は、2019年に定められ、制定後5年が経過するため、**今年度、見直しを行う。**



その際、現行の食品ロス削減に係る目標の目標年度が2030年度とされていることを踏まえ、その達成状況を検証し、**発生抑制に主眼を置いた見直し**を実施

政府の方針等に基づき、施策の具体化を進めることとされている事項も踏まえ、以下について検討

① 食品リサイクル法の基本方針の見直し

- ⇒ 発生抑制に取り組む優良事業者が適正に評価される環境整備
- ⇒ 納品期限（1/3ルール）等の商慣習の見直し促進
- ⇒ 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する2025年度からの新たな目標の設定

② 食品リサイクル法の判断基準省令や定期報告書令の見直し検討

- ⇒ 基本方針の見直しと合わせ、判断基準省令等を検証し、必要な見直しを検討

※今後、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会（食品リサイクル小委員会）で審議を開始し、パブリックコメントや審議会の答申を経て、年度内に基本方針等を改正

今後の情報連絡会の開催について



- 食品廃棄物等の発生抑制、食品ロス削減を効果的に進めるためには、食品業界・消費者・行政で強調し、取り組むことが必須。
- 取組を進める上での課題やその解決策等を相互に共有・発信する場を創出し、国民運動として食品ロス削減の更なる推進を図る。

第 1 回	2023年10月31日（火） ● 食品関連事業者各社の取組報告（商慣習の見直し） 昨年9月の野村前大臣メッセージ「期限内食品はすべて消費者へ」の取組*を中心に報告 * 納品期限の緩和、賞味期限の安全係数、「年月」表示等 ● 商慣習の見直しに係る取組の拡大に向けた意見交換
第 2 回	2024年4月23日（火） ● 食品廃棄物等の発生抑制に向けた農林水産省の取組について ● 食品ロス削減に係る取組について（報告） ● 意見交換
第 3 回 〜	2024年11月予定 食品ロス削減をめぐる情勢を報告等



食べものに、
もったいないを、
もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

参考資料



農林水産省

外食・食文化課

食品リサイクル法上の発生抑制の位置付け

- 食り法の基本方針では、**食品廃棄物等の発生抑制（フードバンクへの寄附等を含む）を最優先事項**として明記。
- 判断基準省令では、「食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること」と明記。さらに、食品廃棄物**多量発生事業者**に対し、**食品廃棄物の発生抑制の取組の遵守状況の報告**を課している。

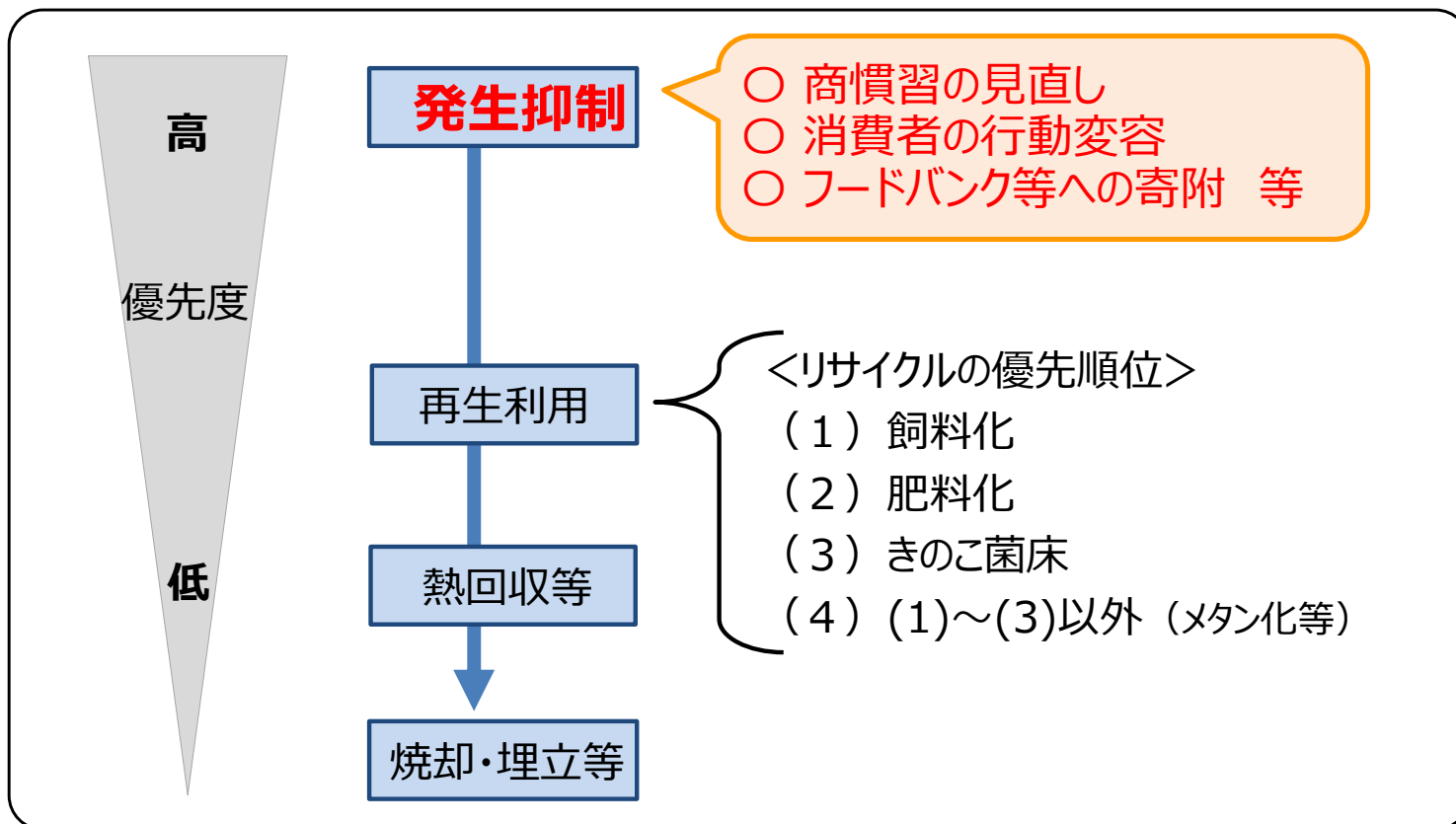
食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（抜粋）

（食品循環資源の再生利用等の実施の原則）

第一条

- 2 食品関連事業者は、次に定めるところにより、食品循環資源の再生利用等を実施するものとする。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、この限りでない。
- 一 食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。

（優先順位）



企業における排出抑制等の具体的な取組内容が公表される環境整備

食品廃棄物等の発生を抑制するため、食品関連事業者がそれ以下となるよう努めることとされている食品廃棄物等の基準発生原単位については、業界トップレベルの水準ではなく7割の事業者が満たす目安として設定されているため優良事業者の先進的な取組が適正に評価されにくい。



食品廃棄物等の発生抑制強化に向けて、事業者の取組が適切に評価・公表される環境整備について検討予定。

＜参考：省エネ分野において事業者の取組を適切に評価公表する仕組み＞

事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）

- 省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。

Sクラス 省エネが優良な事業者 (目標達成事業者)	Aクラス 省エネの更なる努力が 期待される事業者 (目標未達成事業者)	Bクラス 省エネが停滞している事業者 (目標未達成事業者)	Cクラス 注意を要する事業者 (目標未達成事業者)
【水準】 ※1 ①努力目標達成 または、 ※2 ②ベンチマーク目標達成 【対応】 優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。	【水準】 Bクラスよりは省エネ水準は高いが、Sクラスの水準には達しない事業者 【対応】 省エネ支援策等に関する情報をメールで発出し、努力目標達成を推進。	【水準】 ※1 ①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度比増加 または、 ②5年間平均原単位が5%超増加 【対応】 注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。	【水準】 Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分 【対応】 省エネ法第6条に基づく指導を実施。

- ※1 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。
 ※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。
 ※3 2019年度からは定期報告書、中長期計画書の提出遅延を行った事業者は、Sクラス事業の公表・優遇措置の対象外として取り扱うことがあります。

＜参考：省エネ分野における定期報告書の開示情報の統一的取組＞

個社シートの構成（省エネ法 定期報告書の任意開示制度：令和5年度 試行運用版）

左側：個社の開示情報	右側：読み手に対する参考情報

- A 個社の開示内容
定期報告書の開示項目
- B 個社の任意記述欄
- C 個社の属する業界報
業界の特色を記述
- D 個社の任意記述欄

出典：経済産業省HP

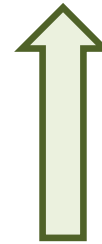
情報連絡会と商慣習検討ワーキングチームの関係性について



食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会

- 食品ロスの一層の削減に向けて、**行政・食品業界・消費者で協調**して、取り組むために新たに設置
- 商慣習の見直しに取り組む上での**課題や問題点、その解決策等**について、**相互に共有・発信する場を創出し、国民運動として食品ロス削減を推進**

情報連絡会で出された課題や
問題点を調査・分析等



調査・分析等の結果をフィードバック

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム

- 食品関連事業者や有識者等を構成メンバーとし、商慣習の見直しの検討を実施
- 「日配品の商慣習に関する検討会」と「加工食品の商慣習に関する検討会」をそれぞれ設置し、検討会を実施

【令和6年度構成メンバー】

食品製造業
(14社・団体)

食品卸売業
(4社)

食品小売業
(8社・団体)

有識者等